

諮問庁：国立大学法人浜松医科大学

諮問日：平成28年9月16日（平成28年（独情）諮問第77号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（独情）答申第53号）

事件名：特定個人の解剖結果に関する文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者の子である特定個人（特定生年月日，特定日A特定時刻死亡）の解剖を行った際の解剖結果に関する文書及び組織学的検査・薬毒物検査に関する文書一式」（以下「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，国立大学法人浜松医科大学（以下「浜松医科大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年7月14日付け浜医大総第409号による不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件処分を取消し，亡特定個人の解剖を行った際の解剖結果に関する文書及び組織学的検査・薬毒物検査に関する文書，当該事案に関する警察への回答照会書を全部開示することを求める。

ア 審査請求人

審査請求人は，特定日A特定時刻に死亡した亡特定個人の実親である（資料1／戸籍）。

イ 法人文書開示請求に至る経緯

亡特定個人は，特定日A特定時刻に突然死亡した。審査請求人及び審査請求人の配偶者は，処分庁から，亡特定個人の死体検案書の交付を受けた（医師法19条2項）ことで，亡特定個人が処分庁で解剖されたことを知った。

ウ 審査請求人の法人文書開示請求

審査請求人は，処分庁に対し，平成28年6月1日，法3条に基づ

き、本件対象文書の開示を求めた（資料2／開示請求書）。

エ 処分庁の本件不開示決定

処分庁は、審査請求人に対し、平成28年7月14日付で、本件不開示決定を行った。不開示の理由は、「当該文書が存在しているか否かを答えることは、「特定個人の解剖が浜松医科大学において行われたという事実の有無」という不開示情報を明らかにすることとなり、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」第8条法人文書の存否に関する情報に該当するため」というものである（資料3／不開示決定書）。

オ 本件処分の違法性

（ア）法8条には該当しないこと

上述の死体検案書には、解剖の有無を記載する欄には「1. 無
②. 有」との記載がなされており、また、検案者の氏名欄には「検案年月日 特定日B」、「国立大学法人浜松医科大学法医学教室 特定医師」との記載がなされている（資料4／死体検案書）。

このような記載からすると、特定日Bに、浜松医科大学法医学教室の特定医師によって、亡特定個人の解剖が行われたことは客観的に明らかである。

したがって、「特定個人の解剖が浜松医科大学において行われたという事実の有無」は、当該死体検案書によって開示されている以上、処分庁が法8条に基づいて、本件不許可決定をなしたことは、同条を適用する前提を欠くものであり、違法である。

（イ）そもそも、本件対象文書は不開示情報に該当しないこと

まず、独立行政法人等は、法5条により法人文書の開示義務を負っていることから、開示請求があった場合、当該文書を公開することが原則である。そして、例外として法5条各号の不開示情報に該当した場合にのみ、文書を開示しないことが許される。

ところが、本件では、法人文書不開示決定通知書が交付されているが、当該文書には「特定個人の解剖が浜松医科大学において、行われたという事実の有無」が不開示情報に該当すると記載されているのみであり、法5条に掲げる何れの不開示情報に該当するかは一切示されていない。

このこと自体、法人文書不開示決定通知書の記載としては不十分な内容であると理解するところであるが、念のため、そもそも本件対象文書が不開示情報に該当しないこと説明する。

まず、本件対象文書が、「法人その他の団体（独立行政法人等を除く）に関する情報」（同条2項）「法人内部または相互間の審議、検討又は協議に関する情報」（同条3項）及び「公にすることによ

り」、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同条4項）に該当しないことは明らかである。そして、仮に同条5条1号本文に該当するとしても、本件対象文書は、死亡の原因等を知るために必要な情報であり、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（法5条1号ただし書口）に当たることから、不開示情報とはならない。

よって、本件対象文書が同条各号における不開示情報に該当しない以上、開示義務に基づいて本件対象文書の存否を回答するだけでなく、本件対象文書を全て開示すべきである。

（ウ）小括

以上のとおり、本件対象文書が法8条に該当せず、法5条における不開示情報にも該当しないことから、処分庁は、開示義務を当然に負うものである。

よって、本件請求に対し、本件対象文書を開示せず、さらには存否の回答すらしなかったことは明らかに違法である。

カ 結論

以上のとおり本件不開示処分は違法であるから、処分庁は本件処分を早急に取消す旨の裁決をし、本件対象文書の存否の回答のみならず、当該文書の全てを開示することを求める。

（本答申では、資料は省略）

（2）意見書

ア はじめに

国立大学法人浜松医科大学長は、①審査請求人らの本件開示請求について法8条の規定により不開示とした決定は妥当であり、また、②審査請求人らが求める解剖結果に関する文書及び組織学的検査・薬毒物検査に関する文書（本件対象文書）は、個人に関する情報であり、法5条1号の不開示情報に該当するなど主張する。そのため、本意見書では、上記2点（①及び②）について反論する。

イ 法8条には該当しないこと（①に対する反論）

（ア）総論

諮問庁は、審査請求人の本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、法8条の規定を根拠として不開示（以下、第2においては「本件不開示決定」という。）としているが、本件不開示決定は、法8条を濫用したものである上、理由の提示の点にも瑕疵があるため、違法である。

（イ）法8条の趣旨

法8条の趣旨は、特定の個人に関する文書を名指しで開示請求し

たときに、当該文書の存在または不存在を回答すると、特定個人の情報を開示したことと同様の結果となり、法5条1号が不開示とした情報が開示されることとなる場合があり、このような結果を生じないようにするため、当該文書の存否を明らかにせず、開示請求を拒否することを認めたものである。

もっとも、「独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」との法1条の趣旨からすれば、法8条を濫用することは許されず、法8条の適用場面は限定的に解するべきである。

本件についていえば、本件対象文書が存在すること自体が、亡特定個人のプライバシーを害するような場合でなければ、法8条の開示拒否は認められない。

(ウ) 法8条の濫用

諮問庁は、「本件対象文書（解剖結果に関する文書及び組織学的検査・薬毒物検査に関する文書）の存否を答えることは、特定個人の解剖が、浜松医科大学において行われたという事実の有無を明らかにすることとなる」ことを理由として、法8条による不開示決定を行っている。

後述のとおり、法5条1号の「個人」に死者が含まれない場合には、そもそも法8条の拒否事由には当たらないが、法5条1号の「個人」に死者が含まれると解釈したとしても、亡特定個人の解剖が、浜松医科大学において行われたという事実は、亡特定個人の死亡届添付の死体検案書から客観的に明らかであり（審査請求書添付資料4）、同死体検案書は審査請求人を含む遺族に開示されている。また、司法解剖または行政解剖は、人が死亡した場合に一般的に行われるものであり、そのような解剖が行われたことを第三者に知られたからといって、死者の名誉権やプライバシー権が侵害されるとはいえない。そうだとすれば、亡特定個人の解剖が浜松医科大学において行われたとの記録が存在すること自体を第三者に開示したとしても、亡特定個人のプライバシーが害されるとはいえない。

したがって、諮問庁が、本件開示請求に対し、法8条に基づいて本件不開示決定を行ったことは、法8条を濫用してなされたものであり、明らかに違法である。

(エ) 理由提示の瑕疵の違法性

法に基づく開示請求は、行政手続法2条3号の「申請」に該当するので、同法8条1項により理由を提示する義務が生じる。

法8条に基づく不開示決定は拒否処分であるから、諮問庁は、審

査請求人に対して不開示決定をする際には、理由を提示しなければならない。そして、法8条に基づく不開示決定を行う場合、当該文書の存否を答えること自体が、法5条各号のいずれの不開示情報を開示することになるかを提示することとなる（最判平成4年12月10日判時1453号116頁（添付資料1）、内閣府情報公開審査会答申平成14年6月28日（平成14年度答申第85号）（添付資料2）、同答申平成14年6月28日（平成14年度答申第87号）（添付資料3））。それにもかかわらず、諮問庁は、具体的に法5条各号のいずれの不開示情報を開示することになるのか示さず不開示決定を行っており（本意見書添付資料1）、この点においても違法である。

行政手続法8条1項が理由の提示を求めた趣旨は、行政庁の判断の公正性を担保して恣意を抑制し、処分の相手方が行政不服申立て等を提起して争う場合の便宜とすることにある。このような行政手続法8条1項の趣旨に鑑みれば、理由の提示に関する瑕疵は、極めて重大な瑕疵であり、本件処分は取り消しを免れない（内閣府情報公開審査会答申平成14年6月28日（平成14年度答申第91号）（添付資料4））。

（オ）小括

以上のように、諮問庁の本件不開示決定は、法8条に違反してなされた処分であることに加え、行政手続法が求める理由の提示の点にも重大な違反が存在するのであるから、諮問庁は速やかに本件不開示決定を取り消し、当該文書を開示する旨の決定をすべきである（行政不服審査法46条、法18条）。

ウ 法5条により開示が義務付けられること（②に対する反論）

（ア）総論

本件対象文書は、死者に関する文書であるから、法5条1号の「個人に関する情報」に該当しない。仮に、本件対象文書が「個人に関する情報」に該当するとしても、本件対象文書は、法5条1号ただし書き口に該当するため、開示が義務付けられる文書である。したがって、本件不開示処分は違法であるから、本件対象文書は開示されるべきである。

（イ）法5条1号に該当しないこと

A 本件対象文書は、特定日Aに死亡した亡特定個人に関するものであり、いわゆる死者に関する情報に該当する。

B 法律2条2項では、「「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて」と規定し、法5条は、不開示情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。)」とのみ規定している。

両者は、関連する法律であって、「個人情報」の範囲を別異に解する必要はなく、法の個人情報とは「生存する個人に関する情報」であるから、死者の情報については、法5条1号の不開示情報に該当しないと解釈するべきである。

仮に、法の個人情報に死者の個人情報が含まれると解すると、個人情報保護制度では死者の個人情報の開示ができず、また、法では個人情報であることを理由として、不開示となってしまう。そうすると、死者の個人情報については、個人情報保護制度がないのと同様の状況にあるといえる。そうだとすれば、死者の個人情報について、相続人である審査請求人が請求している本件については、個人情報保護制度がない場合に、情報公開請求により本人からの個人情報の請求を認めた最高裁平成13年12月18日判示の趣旨があてはまる(添付資料5)。本件では本人は死亡しているから、当該死者の個人情報を非開示とすることで守られる法的利益は相続人が承継することに照らし、相続人である請求人からの請求を「死者の個人に関する情報」であることを理由に拒むことはできないと解すべきである。

- C この点は、死者の個人情報に関しては、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(添付資料6)が、遺族から死者の診療情報等の開示の希望があった場合には特段の配慮をするよう定めている点からも裏付けられる。すなわち、同ガイドラインは、「法は、OECD8原則の趣旨を踏まえ、生存する個人の情報を適用対象とし、個人情報の目的外利用や第三者提供に当たっては本人の同意を得ることを原則としており、死者の情報は原則として個人情報とならないことから、法及び本ガイドラインの対象とはならない。しかし、患者・利用者が死亡した際に、遺族から診療経過、診療情報や介護関係の諸記録について照会が行われた場合、医療・介護関係事業者は、患者・利用者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、特段の配慮が求められる。このため、患者・利用者が死亡した際の遺族に対する診療情報の提供については、「診療情報の提供等に関する指針」(「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日医政発第0912001号))の9において定められている取扱いに従って、医療・介護関係事業者は、同指針の規定により遺族に対して診療情報・介護関係の記録の提供を行うものとする。」と規定しており、遺族からの開示請求について

は、特段の配慮を求めている（同ガイドライン4頁第3行目以下）。このような観点からも、個人情報保護法で死者の個人情報の開示が困難な本件については、情報公開制度に基づいて、審査請求人に対し、本件文書を開示すべきである。

（ウ）法5条1号口に該当すること

A 仮に、本件請求情報が「個人の情報」に該当するとしても、法5条1号ただし書口の「生命，身体，生活及び財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するため、いずれにせよ開示すべきである。

B 法5条1号ただし書口の趣旨は、人の生命，健康，生活または財産は、憲法が保障する重要な保護法益であることに鑑み、個人情報であってもこれらの利益を確保するために公にすることが必要である情報の開示を義務付けたものである。

したがって、開示によって害される個人の権利利益よりも、人の生命，健康，生活または財産という重要な利益が上回るときには、法5条1号ただし書口によって、当該情報の開示を義務付けられる。

C 審査請求人らは、亡特定個人が死亡した原因について、亡特定個人の入院先であった特定病院の医療過誤にあることを疑っており、当該文書は医療過誤の有無を調べるために重要な資料である。万が一、亡特定個人の死亡の真相が、特定病院の医療過誤にあるとすれば、亡特定個人を相続した審査請求人らは、特定病院に対し、損害賠償請求権を有することになる。残された遺族にとって、医療機関に対する損害賠償請求権は、医療過誤に関して取り得る数少ない手段であり、損害賠償請求権は厚く保護されなければならないものである。

他方で、独立行政法人たる浜松医科大学は、医療行為等の諸活動が適正になされていることを国民に説明する義務があるから（法1条参照）、司法解剖や行政解剖が適切になされていることは、当然国民に説明すべきものである。解剖結果についていえば、解剖結果中の死者の病歴や通院歴等は死者のプライバシーであるため非開示とすることはやむを得ないものとするとしても、医療行為と死因との間の因果関係に関する医学的知見については、開示されたとしても死者の名誉やプライバシーを侵害するものではない。また、本件についていえば、亡特定個人の健康状態・病歴といったものは、審査請求人らが保有する特定病院の診療録一式から明らかとなっている（添付資料7）。そうだとすれば、本件対象文書を開示することで、亡特定個人

の名誉権やプライバシー権を侵害することにはならない。

さらに、医療過誤の調査に関する文書の開示は患者らの安全確保のためにも公にする必要がある。

以上のように、本件対象文書を開示することによって、遺族である審査請求人らの財産という重要な権利利益が守られることになる一方で、本件対象文書中の医療行為と死因との間の因果関係に関する医学的知見を開示したとしても、死者の名誉権やプライバシー権が侵害されることはない。したがって、本件対象文書を開示することによって得られる利益と、本件対象文書を開示することによって失われる利益とを比較すると、本件対象文書を開示することによって得られる利益が大きく上回ることは明白である。

よって、本件対象文書は、法5条1号ただし書口に該当するため、開示されなければならない。

- D 以上の事情に加え、本件においては、審査請求人が開示を求めている理由は、医療機関の医療過誤に対する損害賠償請求を目的とするものであるところ、審査請求人は、亡特定個人の相続人として、その権利義務を含む法的地位を包括的に相続したものであり、亡特定個人の情報は、審査請求人本人の個人情報と同視し得るものであるから、亡特定個人の個人情報であることを理由に本件対象文書の開示を拒むことはできない（名古屋高判平成16年4月19日判例タイムス1167号126頁／添付資料8）。

なお、個人情報と同視し得るものであるという観点から、個人情報保護制度に基づく個人情報の開示をすべきであるとも考えられるが、独立行政法人等個人情報保護法2条2項が「個人情報」を生存する個人に関する情報に限定していることに加え、代理人による請求が認められていない当該制度を審査請求人が利用することは著しく困難であるという事情があり（法12条）、情報公開制度に基づく開示を認める必要性が高いものである。

(エ) 小括

以上のように、本件対象文書は、開示が義務付けられていたのだから、諮問庁の本件不開示決定は違法である。したがって、諮問庁は速やかに不開示部分の全部または一部の開示をすべきである。

エ 裁量的開示（法7条）

- (ア) 今まで述べてきたように、本件対象文書は、法5条の規定により、審査請求人に対し、開示されるべき文書であるが、裁量的開示がな

されるべき文書であることについても付言する。

- (イ) 審査請求人が諮問庁から本件対象文書の開示を受けようとする場合、法に基づく開示請求と独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求とが考えられる。独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律については、同法2条2項が「個人情報」を生存する個人に関する情報に限定しているため、遺族が死者の情報を取得することは極めて難しい上（法16条）、審査請求人らは高齢であり、自力で同法に基づく開示請求をすることは困難である（法12条には、任意代理人による開示請求を認める規定が存在しない。）。

したがって、万が一、本件対象文書の開示がなされない場合、審査請求人らは、亡特定個人の死の真相を知ることが不可能となり、医療機関に対する損害賠償請求権の行使も著しく困難となる。

- (ウ) また、情報公開制度に基づく開示、又は任意の開示をしたとした場合に、それを非難するような者はおらず（審査請求人が死亡者の法的地位を包括的に承継している。）、また、開示する内容も医療機関の医療行為と亡特定個人の死因との間の因果関係に関する医学的知見であって相続人に対しても守られるべきプライバシーに属する事実は含まれないから、これらの意味でも開示を拒む必要性はない。

- (エ) さらに、日本弁護士連合会は、平成25年4月19日、「死因究明推進を目的とした検案・解剖等の制度確立に関する提言」という意見書を内閣総理大臣等に提出している。同意見書においては、死因解明結果の情報開示及び死因解明要請への対応が不十分である点が指摘されており、遺族ひいては死者本人の事件救済がなされていない医療現場の問題点が浮き彫りにされている（添付資料9）。したがって、このような社会的な観点からも、少なくとも遺族に対しては医療機関が保有する解剖結果に関する情報を法上開示すべきである。

- (オ) 以上のように、審査請求人にとって法に基づく開示請求が唯一の頼みの綱であり、遺族である審査請求人の人権救済を図る必要性が高いことに加え、遺族に対する解剖結果の開示請求に関する立法が不十分なこと、上述の厚生労働省のガイドラインが遺族への医療記録の提供を行うことを定めていること等からすれば、本件対象文書は法7条の「公益上特に必要がある」場合に該当し、審査請求人に開示されるべきである。

したがって、諮問庁は、本件対象文書について、公益上の理由による裁量的開示を行うべきであり、裁量的開示を怠りなされた不開

示決定は違法である。

オ 結論

本件不開示処分は違法であるから、諮問庁は本件処分を早急に取消す旨の裁決をし、亡特定個人の解剖を行った際の解剖結果に関する文書及び組織学的検査・薬毒物検査に関する文書、当該事案に関する警察への回答照会書の全部または一部を開示するべきである。

添付資料

- 1 最判平成4年12月10日（LLI/DB）
- 2 内閣府情報公開審査会答申平成14年6月28日（平成14年度答申第85号）
- 3 内閣府情報公開審査会答申平成14年6月28日（平成14年度答申第87号）
- 4 内閣府情報公開審査会答申平成14年6月28日（平成14年度答申第91号）
- 5 最判平成13年12月18日（LLI/DB）
- 6 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（抄本（目次～12頁））
- 7 特定病院診療録
- 8 名古屋高判平成16年4月19日（LLI/DB）
- 9 「死因究明推進を目的とした検索・解剖等の制度確立に関する提言」と題する意見書
（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

原処分において、不開示とした理由及び原処分を維持する理由は、以下の通りである。

本件開示請求については、氏名、生年月日等により個人を特定した上で、解剖結果に関する文書及び組織学的検査・薬毒物検査に関する文書一式の開示を求めるものであり、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人の解剖が、浜松医科大学において行われたという事実の有無を明らかにすることとなる。これは、法5条1号の個人に関する情報であり、不開示情報に該当するものとする。

異議申立人は、「『特定個人の解剖が浜松医科大学で行われたという事実の有無』は、亡特定個人の実親である審査請求人が死体検案書の交付を受けた際に開示されている以上、処分庁が法8条に基づいて、本件不開示決定をなしたことは、同条を適用する前提を欠くものであり、違法である」と主張する。しかしながら、法は、請求の目的のいかんを問わず、何人に対しても等しく情報の開示請求を認めるものであり、個人に関する情報については、法5条1号ただし書きから八までに該当するものを除き、

これを不開示情報とするのみで、開示請求者が本人又は遺族であって、自己又は関係故人の情報について開示を求める場合を含めて、開示請求者がだれであるかは考慮されないものである。そのことは、本人からの開示請求であった場合について特段の規定を設けていないことから明らかである。

したがって、法8条の規定により、不開示（存否応答拒否）とした決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月25日 審議
- ⑤ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで、特定個人の解剖が、浜松医科大学において行われたという事実の有無という法5条1号に該当する不開示情報を開示することになるため、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当である旨説明することから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、個人を特定した上で、当該個人に対する解剖等が浜松医科大学において行われたことを前提に、その結果に関わる諸文書の開示を求めており、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が浜松医科大学において解剖等を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。
- (2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。
- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 愼美, 委員 山田 洋